

平成25年5月27日

防府市情報公開審査会

会長 清水博様

異議申立人 氏名氏名 (印)

反対意見書

平成25年5月14日付け防情公審第15号で要請された反対意見を以下に述べます。

防電第153号の理由説明書で、実施機関は「何の悪事などをたくらんでおらず、事実無根である。」と主張しているが、それは事実とは異なる。

実施機関は、福岡県の地デジ再放送について「民間事業者間(山口ケーブルビジョンと福岡市の地デジ局)での協議を見守ってきた」と説明しているが、私が異議申立書の添付資料④などで示したとおり、大臣裁定当事者間での協議は存在せず、防府市長らが山口ケーブルビジョン(株)と結託し、福岡の地デジをケーブルテレビで放送しないための言い訳として裁定当事者間での協議をねつ造し、ケーブルテレビの利用者をだまし、福岡の地デジを受信させず、不当に不利益を被らせているからである。

実施機関が防電第154号で、防府市長らが裁定の当事者ではない山口県の地デジ局と福岡県の地デジ再放送について面談したことを認めており、このことから、ケーブルテレビで福岡の地デジを視聴できなくなった原因が、裁定当事者間での協議ではなく、山口ケーブルビジョン(株)役員の防府市長らによる、山口ケーブルビジョン(株)の社長が代表に就いているテレビ山口(株)ら、福岡の地デジをケーブルテレビで放送することに反対している県内の地デジ局への便宜供与であることが、わかる。

山口ケーブルビジョン(株)と県内の地デジ局3社が企んだ悪事を実行するかどうかは事実上、実施機関ら自治体の長に委ねられていたのである。つまり、ぐる。

異議申立書の添付資料⑤⑥などで示したように、山口ケーブルテレビで福岡県の地デジが受信できなくなった後に、福岡の地デジ局が再放送することに同意し長崎県のケーブルテレビで福岡県の地デジが視聴できるようになったことも、やしの原因が福岡市の地デジ局による妨げではなく、山口県内にあることを裏付けている。

防府市のWWWページには、山口ケーブルテレビに「市の全世帯の90%以上が加入しています」と記載されている。

このような地デジ詐欺に関する情報を公開することは公益上、必要なものとする。

平成25年5月27日

防府市情報公開審査会
会長 清水博様

異議申立人 氏名氏名 (印)

反 対 意 見 書

平成25年5月14日付け防情公審第16号で要請された反対意見を以下に述べます。

異議申立書の添付資料⑦で示したとおり、実施機関が防府市長と県内民放テレビ局代表者らとの会談の有無などについて、私からの問合せを無視し回答しなかったためやむを得ず、「平成23年7月の会合」に関する情報の公開を請求した。

防電第154号の理由説明書によると、会合したことは事実であり面談の中身を記録していないものと受け取れるが、会合の日時や場所、出席者、それに会談の目的などの記録については存否が明らかではない。

平成25年3月15日付け防総第104号で開示された「市長予定表」の他に、それらの記録が存在するのであれば、その公開を求める。

反対意見書在中

防府市 総務部
市政なんでも相談課
情報公開係 御中



7
4
7
8
5
0
1